

第23期 第2回 佐賀県連合海区漁業調整委員会

日 時：令和8年8月31日（月）

15：00～

場 所：唐津市水産会館 2階 多目的ホール
（唐津市海岸通り7182-217）

～ 次 第 ～

1 開 会

2 議 題

（1）令和8年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議における

佐賀県の要望事項について（協議）・・・・・・・・・・・・・・・・ P1 ～P3

（2）その他

3 閉 会

提出年度別の佐賀県要望事項の内容（全漁調連関係）

R1			R2	R3	R4	R5	R6	R7
Ⅲ 太平洋クロマグロの資源管理について	クロマグロ資源の適正利用及び細漁業者の営利について	1. 国際委員会での直近の資源評価結果を反映した、漁獲枠の速やかな（次期管理期間での）増枠の実現。	1. 前年と同じ	1. （前年と同趣旨の要望 +） <u>漁獲枠未利用分の繰越上限の堅持。</u>	1. 前年と同じ	1. 前年と同じ	1. 前年と同じ	1. 前年と同じ
		2. 増枠が承認された場合は、沿岸の零細な漁船漁業へ優先的に配分。 配分については、長期的な漁獲実績、来遊状況、操業特性や漁獲管理の難易度を配慮。	2. 前年と同じ	2. 前年と同じ	2. 前年と同趣旨	2. 前年と同じ	2. 前年と同趣旨	2. 前年と同趣旨
		3. 強度な資源管理に取り組む計画の共済契約者について、より高率の掛金補助を受けられるように共済制度の仕組みの見直し。	3. <u>漁業者が安心して資源管理に取り組めるよう、放流活動、休漁に対する支援への十分な予算確保。</u> (+前年と同趣旨の要望)	3. 前年と同じ	3. 前年と同じ	3. 前年と同じ	3. 前年と同趣旨	3. 前年と同趣旨
							4. <u>クロマグロ資源の回復による、イカ等の水産資源への影響評価の実施。</u>	4. 前年と同趣旨
Ⅶ 海洋性レジャーとの調整等について	ミニボート防止による危険行為の	1. ミニボート利用者の各種安全対策の徹底を、水産庁及び国土交通省から業界へ強く働きかけるとともに、購買者等への普及啓発を強化。	1. <u>ミニボート製造業者に対するJIMA指針検査の受検を義務化。</u> <u>利用者については安全講習の受講の義務化。</u>	1. <u>ミニボートの登録と保険加入をセットとした制度の創設。</u>	1. 前年と同じ	1. 前年と同じ	1. 前年と同じ	1. 前年の要望1と2を統合
		2. ミニボート利用者への、プレジャーボート責任保険への加入の義務付け。また、義務化されるまでの間、加入率向上を図るための施策の強化。	2. 前年の要望1. と同じ	2. <u>ミニボートの利用者には安全講習会の受講を、販売者には購入者に対し安全講習会の受講を促すように強く働きかけること。</u>	2. 前年と同じ	2. 前年と同じ	2. 前年と同じ	2. 前年の要望3と同趣旨
			3. <u>上記1. の検査に合格したミニボートを、日本漁船保険組合の責任保険の加入対象とすること。</u>	3. 前年の要望2. と同じ	3. 前年と同じ	3. 前年と同じ	3. 前年と同じ	3. 前年の要望4と同趣旨
					4. <u>国土交通省、水産庁等がより一層協力しながらの、安全対策上の制度創設等。</u>	4. 前年と同じ	4. 前年と同じ	

令和 7 年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る
提案議題（要望事項）

佐賀県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項）協議事項・照会）

クロマグロ資源の適正評価及び零細漁業者の経営支援について（案）
【継続】（一部変更）

内容

本県の延縄、曳き縄釣、一本釣等の漁業者は、クロマグロの漁獲制限が開始されて以降、漁獲対象種をブリやサワラ等に転換し、クロマグロを目的とした操業を自粛することで、配分枠が少ないながらも漁獲可能量の遵守に努めてきた。

また、定置網についても近年、クロマグロの入網急増がみられるようになってきており、配分枠遵守のための放流作業や混獲回避等の労務負担が増大し、経営の悪化を招いている。

さらに、沿岸域におけるクロマグロの回遊行動の変化や、クロマグロの増加によるイカ等の水産資源への影響を指摘する声が一層強くなっている。

については、クロマグロ資源の適正評価及び零細漁業者の経営支援のため、次の事項を要望します。

- 1 直近のデータに基づいた、国際委員会における資源評価結果を反映した漁獲枠の増枠を次期管理期間で実現するとともに、漁獲枠未利用分の繰越上限を堅持すること。
- 2 国際委員会で漁獲枠の増枠が承認された際は、沿岸の零細な漁業に優先的に配分し、各県や漁業種間で不公平が生じないよう、操業特性や近年の漁獲実態等を考慮しつつ、大型魚、小型魚ともに、より資源の実状にあった配分に引き続き努めること。
- 3 漁業者が安心して資源管理に取り組めるよう、放流活動、休漁等に対する支援への十分な予算の確保や支援制度の拡充を図ること。
- 4 沿岸域におけるクロマグロの移動生態調査や、資源の回復による、イカ等の水産資源への影響評価を行うこと。

令和 8 年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る
提案議題（要望事項）**案**

佐賀県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項）協議事項・照会）

クロマグロ資源の適正評価及び零細漁業者の経営支援について（案）
【継続】（一部変更）

内容

本県の延縄、曳き縄釣、一本釣等の漁業者は、クロマグロの漁獲制限が開始されて以降、漁獲対象種をブリやサワラ等に転換し、クロマグロを目的とした操業を自粛することで、配分枠が少ないながらも漁獲可能量の遵守に努めてきた。

また、定置網についても近年、クロマグロの入網急増がみられるようになってきており、配分枠遵守のための放流作業や混獲回避等の労務負担が増大し、経営の悪化を招いている。

さらに、沿岸域におけるクロマグロの回遊行動の変化や、クロマグロの増加によるイカ等の水産資源への影響を指摘する声が一層強くなっている。

については、クロマグロ資源の適正評価及び零細漁業者の経営支援のため、次の事項を要望します。

- 1 直近のデータに基づいた、国際委員会における資源評価結果を反映した漁獲枠の増枠を次期管理期間で実現するとともに、漁獲枠未利用分の繰越上限を堅持すること。
- 2 国際委員会で漁獲枠の増枠が承認された際は、沿岸の零細な漁業に優先的に配分し、各県や漁業種間で不公平が生じないよう、操業特性や近年の漁獲実態等を考慮しつつ、大型魚、小型魚ともに、より資源の実状にあった配分に引き続き努めること。
- 3 漁業者が安心して資源管理に取り組めるよう、放流活動、休漁等に対する支援への十分な予算の確保や支援制度の拡充を図ること。
- 4 沿岸域におけるクロマグロの移動生態調査や、資源の回復による、イカ等の水産資源への影響評価を**加速させる**こと。

令和 7 年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る
提案議題（要望事項）

佐賀県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会）

ミニボートによる危険行為の防止について（案）

【継続】（一部変更）

内容

免許が不要なミニボート（長さ 3 m 未満かつ機関出力 1.5kW 未満）は、海上交通の基本的ルールすら知らない利用者が、耐航性や他船からの視認性が低いという特性を認識しないまま沖合への出航や夜間航行、船舶の輻輳する港の周辺等で遊漁を行うなどし、漁業の操業や漁船の航行に多大な支障が生じている。

海上保安庁が取りまとめたミニボートの事故発生状況をみても、令和に入ってから毎年 100 件以上で推移している。

このため、全国各地で安全講習会の開催などの安全啓発活動を積極的に実施されているが、今後も海洋性レジャー人口の増加や、気候変動に伴う天候急変による海難事故の増加が懸念されることから、さらなる啓発活動の徹底と安全対策上の制度創設が必須と認識している。

ついては、海面における海難事故を防止し、人命の安全を守るため、次の事項を要望します。

- 1 ミニボートの所有者登録制度を創設し、定期的に安全講習会の受講を促す、強い働きかけができる体制を構築すること。
- 2 衝突事故防止のための目印となる旗やレーダー反射板などの安全装備を備置するよう、引き続き業界に強く働きかけるとともに、購買者等への普及啓発を強化すること。
- 3 安全対策上の制度創設等に当たっては、国土交通省、水産庁等関係機関が今後ともより一層緊密に協力しながら行うこと。

令和 8 年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る
提案議題（要望事項） **案**

佐賀県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会）

ミニボートによる危険行為の防止について（案）

【継続】~~（一部変更）~~

内容

免許が不要なミニボート（長さ 3 m 未満かつ機関出力 1.5kW 未満）は、海上交通の基本的ルールすら知らない利用者が、耐航性や他船からの視認性が低いという特性を認識しないまま沖合への出航や夜間航行、船舶の輻輳する港の周辺等で遊漁を行うなどし、漁業の操業や漁船の航行に多大な支障が生じている。

海上保安庁が取りまとめたミニボートの事故発生状況をみても、令和に入ってから毎年 100 件以上で推移している。

このため、全国各地で安全講習会の開催などの安全啓発活動を積極的に実施されているが、今後も海洋性レジャー人口の増加や、気候変動に伴う天候急変による海難事故の増加が懸念されることから、さらなる啓発活動の徹底と安全対策上の制度創設が必須と認識している。

ついては、海面における海難事故を防止し、人命の安全を守るため、次の事項を要望します。

- 1 ミニボートの所有者登録制度を創設し、定期的に安全講習会の受講を促す、強い働きかけができる体制を構築すること。
- 2 衝突事故防止のための目印となる旗やレーダー反射板などの安全装備を備置するよう、引き続き業界に強く働きかけるとともに、購買者等への普及啓発を強化すること。
- 3 安全対策上の制度創設等に当たっては、国土交通省、水産庁等関係機関が今後ともより一層緊密に協力しながら行うこと。